

# 森林・林業基本計画（案）に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

処理の結果の凡例及び項目数（重複を排除し198項目）

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| 1：趣旨を取り入れているもの    | （47項目） |
| 2：趣旨の一部を取り入れているもの | （62項目） |
| 3：修正するもの          | （5項目）  |
| 4：今後の検討課題等        | （84項目） |

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針	「林産物の供給」とあるが林産物イコール木材と読める。木材以外の林産物である特用林産物の記述が不明。	2	適正な森林整備を通じて生産される林産物は木材であることから、林産物の供給の目標は木材の供給目標としています。林産物には、特用林産物は含まれており、第3-1-(4)山村地域における定住の促進にも記載しております。
	植物、動物、菌類からなる森林についてももう少し生態的にとらえるべき。	1	第1-1森林の多面的機能の発揮に記載のとおり、「森林は様々な生物等の構成要素が良好な状態に保持されて生態系として健全に維持されることにより発揮されるもの」と認識しております。
	持続可能な森林経営とは何を求めているのか考えるべき。	1	第1に記載のとおり、「森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させつつ、多様なニーズに持続的に対応していくこと」と考えており、この考えのもと森林整備等を推進することとしております。
	世界有数の木材輸入国である日本は自国の森林のみが潤えば良いというものではなく、外材依存から脱却して、地球温暖化防止へ貢献するという努力姿勢を示すべき。	2	森林の適正な整備とそれを通じて産出される国産材が有効に利用される必要があると考えております。その結果、国産材の供給目標については増加する内容となっておりますが、当面、外材が国内需要の多くを占める状況にあると見通しております。
	林産物の供給・需要目標については海外との絡みが大きいため、国としての国産材の需要を拡大する考え方を明確にし、リーダーシップを発揮される必要がある。	1	第1において、我が国の森林の有する多面的機能の持続的な発揮には、林業の健全な発展が必要であり、そのためには、木材の利用の確保が必要である旨を記載しております。
第1(3)(4)	自助努力では既に限界が来ている現状に対してどう改善し、支援していくのかの筋道が見当たらない。森林の公益的機能の評価額が75兆円と試算された訳なのでこれを踏まえた上で具体策を入れて欲しい。	1、(4)	第1-(8)に記載のとおり、「幅広い関係者相互の連携により社会全体で森林の適正な整備及び保全を支えていく必要がある」と考えており、施策を的確に実施するためにより一層の国民の理解の醸成に努めることとしております。評価額については、現在、日本学術会議に諮っております。

第1(4)	人工林の手入れ不足の責任を森林所有者に転嫁せず、林野庁だけの責任ではなく国策としての失敗を明確にすべき。その上で、国民にも理解を求めるという姿勢を示すべき。	2	第1-1に記載のとおり、森林に対する国民の要請が変化することを踏まえつつ、「森林のもたらす様々な恩恵を将来にわたって確保していくためには、長期的な視点に立って、適正な整備及び保全を図らなければならない」と考えており、施策を的確に実施するためにより一層の国民の理解の醸成に努めることとしております。
第1(4)(8)	森林整備を森林所有者の自助努力のみに求めるのではなく政策的に森林整備を進めるため、国の財政支援を明確にすべき。	1	第1-(8)に記載のとおり、「幅広い関係者相互の連携により社会全体で森林の適正な整備及び保全を支えていく必要がある」と考えており、国の施策を明記し、これに的確に実施するためにより一層の国民の理解の醸成に努めることとしております。また、社会的コスト負担のあり方についても検討していくこととしております。
第1(6)	新たな森林区分も整備方針も実質的には以前からの林業振興を基本としたものと何ら変わっていない。本当に変わったのなら、あえて林業振興は不利になっても多様な機能を保全する森林管理を行うと言うことがわかるような表現にすべき。	2	第3-1-(1)-において、公益的機能の発揮に対する要請の高い森林のうち、森林所有者等が自助努力を行っても適正な整備が進みがたい森林については、治山事業等により必要な対応を行う考えを示しております。
第1(7)	政府による「予算と要員」は一体的な政策なしに森林は救えない。教師、親を含め学校教育の場で環境・森林問題を理解させる教育システムが必要。	1	第2-2-(4)-に記載のとおり、様々な体験活動を通じた森林環境教育の機会の提供と指導者の確保が必要と考えており、関係省庁とも連携して取り組んでいくこととしております。
第1(8)	流域管理については考え方はよいとしても、現実には民有林にはその確立された担当者が不在であるとともに、地方自治体の行政区分においても経済圏で区分されている例が多く、森林のみが流域で一単位とすることには疑問。	4	第2-2-(4)-に記載のとおり、森林の有する多面的機能は、水源かん養機能など市町村の区域を越えてその発揮を確保する必要があることから、森林法の規定に基づき、流域を単位として、伐採や造林、林道の整備等の計画量等を地域森林計画において明らかにしております。民有林の担当者の問題は実施上に係る事案と考えます。
1 森林の有する多面的機能の発揮	小規模林家を中心とした森林管理の主体者が何故減少し、民有林が放置状態となり、森林が荒廃したのか要因を追求し、それを払拭する対策を早期に講じる必要があるのではないか。	1	林業基本法の改正は、木材価格の低迷などによる林業の採算性の悪化、森林所有者の林業収入への依存度の低下等林業を巡る情勢の変化やこれまで講じてきた施策の点検等を踏まえて行われたものです。
	森林の有する多面的機能の発揮のために将来の山村定住者の人口割合をどれ位に想定しているのか。これに基づいて具体的な方向を示すべきではないか。	4、(2)	山村に定住する人々により日常的な森林管理等が実施されることが重要であり、山村定住促進や林業担い手の育成確保のための施策を進めているが、人口の想定は行っていません。
	豊かな森林生態系の維持には林業行為は必ずしもプラスにならないことを前提としていない。	1	第1-1森林の多面的機能の発揮に記載のとおり、「森林は様々な生物等の構成要素が良好な状態に保持されて生態系として健全に維持されることにより発揮されるもの」と認識しております。

1 森林の有する多面的機能の発揮	「境界がわからない森林所有者」を「所有する森林の境界が判然としない森林所有者」に修正すべき。	1	原文のとおりとさせていただきます。
	山村地域における定住の促進についてはもっと具体的に方針、施策を入れて欲しい。	2	第3-1-(4)山村地域における定住の促進において具体的な施策を記載しております。
2 林業の持続的かつ健全な発展	林業経営が成立するためには何haの規模を想定しているのか。	4	林政審議会において、別途検討しております「望ましい林業構造の方向」としては、一定の前提条件のもと林家等林業経営体ではおおむね100haを想定しております。今後、林業経営基盤強化法に基づく基本方針に即してたてる都道府県の基本構想で明らかになります。
	森林そのものを持続的かつ健全に維持すべきであり、その上で賢い利用として林業を発展させるべき。	1	第1で記載のとおり、「森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させつつ、多様なニーズに持続的に対応していくこと」と考えており、この考えのもと森林整備等を推進することとしております。
	「者を育成確保するためには、」の次に「経営意欲のある林家の育成、」を挿入すべき。	1	原文のとおりとさせていただきます。
	「効率かつ安定的な経営を担える林家や…」とあるが林家が事例として適切なのか。こうした林家は既に法人化されていないか。P25の5～7行目と矛盾しないか。	1	ここでの林家は、既に法人化された林家も含んでおります。
	安定的な林業経営を担える者の育成等は従来の木材、素材の林業に絞らず農山村部分との接点に当たる「きのご関連産業」や栗等の山の果実生産等についての接点部分についても経営教育をしていく必要があるため、これら接点部分は農林水産省内の横方向で連携した施策の推進と実施について明記すべき。	2	第1の(8)において、「国、地方公共団体、森林所有者等様々な関係者が相互に連携をとって努力していかなければならない。」としており、連携した施策の推進を図ることとしております。
3 林産物の供給及び利用の確保	「木材等の林産物」とあるが、その後続く文章は木材のことしか言っていない。	2	適正な森林整備を通じて生産される林産物は木材であることから、林産物の供給の目標は木材の供給目標としています。林産物には、特用林産物は含まれており、第3-1-(4)山村地域における定住の促進にも記載しております。
	「これまでのような規模は期待できない…」を「これまでのような規模の着工は期待できない・・・」に修正すべき。	3	ご提案を踏まえ修正します。

3 林産物の供給及び利用の確保	建築廃材を産業廃棄物として捨てるコストを節約するために炭化して無料で配布すると言うことが炭焼きの恐怖になっているので「建築発生木材等のバイオマスエネルギーとしての活用」を簡単に評価しないでほしい。	4	建設発生木材の処理としては、バイオマスエネルギーとしての利用は重要であると考えております。
	木材の有効利用の一層推進として国産材の需要拡大は量的拡大よりも需要者ニーズを把握する施策とそれによる付加価値向上に焦点を当て森林関係業が生き残る施策が必要。	1	木材の需要を確保し拡大するためには、最終需要者である消費者のニーズに的確に対応することが不可欠であると認識しており、特色ある地域材を活用した消費者ニーズに対応した家づくり体制の構築などを進めることとしています。
第2-2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	森林所有者が実施するこれらの施業に対して、特段の支援措置（優遇措置）を行う必要がある。	1	森林の区分は、望ましい森林の姿に誘導するためのものであり、必要な施策や制度により支援する考えであります。
2(1) 目標の意義	地域のニーズについてどのような手法により把握したのか今回の目標数値は目標数値は地域のニーズを反映しているという根拠を明確に示してもらいたい。その際、ニーズの把握において地域住民等の意志をどのように反映したものとなっているのかも明示すべき。	1	都道府県森林審議会や関係市町村の意見をきいて作成されている地域森林計画において、明らかにされている森林の有する機能別の森林の所在や面積に基づいております。
2(2) 森林の区分	施業に制約を受けるわけであり、森林所有者の理解が得られるか疑問。	4	森林の区分は、望ましい森林の姿に誘導するためのものであり、規制を強いるものではありません。また、森林所有者の意向も踏まえることも明示しています。
	長伐期化なり、伐採に制限を加えるなどした場合の措置（例えば資金援助）が必要ではないか。	4	同上
	国土保全機能や自然維持機能の高い森林は国が買い入れをして管理すべき。	1	公益的機能発揮のために必要な場合には国又は地方公共団体が森林を買い入れております。
	行政サイドで機能区分するのではなく、所有者・知識人等を加えた真剣な討論の上、区分されなければ実効性はない。	1	この計画では、全国的な森林の整備の基本的な方向を示し、実際の区分については、市町村において森林所有者等関係者の意見を聴いて行うこととなっております。
	区分ごとの森林整備を推進するにあたっては地域の特性に配慮した計画にするとともに、森林整備の実効性確保の観点から検証・評価するシステムを確立し、機能区分及び整備目標・施業体系等の定期的な見直しを行うこと。	1	同上、更に個別の事業等につきましては、各事業主体により評価されるとともに、区分や目標についてもおおむね5年毎に見直すこととされております。

2(2) 森林の区分	法の理念に基づく3機能区分による森林整備を推進するに当たっては、林況・生態・気象・伝統的文化等地域の特性を優先したボトムアップの計画とすること。	2	この計画では、全国的な森林整備の基本的な方向を示し、実際の区分については市町村において森林所有者等関係者の意見を聴いて行うこととなっております。
	市町村森林整備計画の区分けに当たっては、森林所有者・林業労働者・事業者・市民NPO等で構成する協議会を設置し、地域合意のもとで推進すること。	2、(4)	市町村森林整備計画の策定に当たっては公告縦覧を行い意見を聴くこととしております。
	3区分あるが保安林の指定地域をベースに区分しているため、林業の盛んな森林が「水土保持林」に区分されているため、あまり林業に熱心でない森林が「資源の循環利用林」に区分されているため、森林の誘導を行うのであれば区分けの再度見直しが必要。	4	森林の区分は、望ましい森林の姿に誘導するためのものであり、規制を強いるものではありません。区分にあたっては、地域森林計画において明らかにされている森林の機能評価を基礎とし、機能が重複した際、国民の生命及び財産に関わる森林整備を最優先とし、次に生活に潤いを与え、自然環境の保全に資する森林整備を優先することを基本としており、一律な割合で行うものではありません。
	森林の区分割合を全国一律の割合（例えば水土保持林の4割を育成複層林施業）で行くのであれば問題。	2	この計画では、全国的な森林整備の基本的な方向を示し、実際の区分については市町村において森林所有者等関係者の意見を聴いて行うこととなっております。
2(2) 目標とする森林の状態	二酸化炭素の吸収源については、目指すべき森林管理で固定しうる量など概算して示すぐらいの内容があるべき。	4	二酸化炭素の吸収量につきましては、今後の気候変動枠組条約締約国会議（COP）における国際的な取り決めの確定を待つ必要があるものと考えております。
2(3) 望ましい森林の姿とその誘導の考え方	民有林について3区分はどのような考え方で区分されるのか。それぞれの森林所有者の所得をどう補償されるのか。	4	森林の区分は、望ましい森林の姿に誘導するためのものであり、規制を強いるものではありません。区分にあたっては、地域森林計画において明らかにされている森林の機能評価を基礎とし、機能が重複した際、国民の生命及び財産に関わる森林整備を最優先とし、次に生活に潤いを与え、自然環境の保全に資する森林整備を優先することを基本としております。
2(3) 森林の区分ごとの望ましい森林への誘導の考え方	公益的機能を重視したのならば、これらの施業を踏まえた上で、具体的に水土保持林のための森林の扱い方をよりその発揮に沿った施業（林業のための施業ではない）として明示すべき。	2	3区分における森林施業は、重視する機能に応じて（例えば、水土保持林で一斉に伐採するのではなく抜き伐りを行うなど）実施されることを目指すものですが、その適切かつ計画的な実施により木材生産を行うことや林業を行うことを否定するものではありません。
2(3) 水土保持林（育成複層林施業）	育成複層林により、針葉樹林に広葉樹を導入しているが施業として確立されているのか。	4	広葉樹の導入については、我が国の潜在的な植生の多くが広葉樹であることも踏まえ、天然の更新を活用しつつ、植栽にあつては郷土樹種等生態的な特性を踏まえて、実施していくことが重要と考えています。

2(3) 水土保全林（育成 複層林施業）	木材生産を目的として育ててきた山に広葉樹を導入していくことは林業という生業からみた場合にはマイナスとなるため、その分を補償すべき。	2	林業経営としては、施業や経営の集約化による規模の拡大や計画的な伐採により収益性の高い林業を実施することが必要となります。このための支援施策や地方公共団体やNPOの協力等を得てその整備を推進する施策等にも取り組んでまいります。
	天然生林は貴重であり、択伐による天然生林施業又は育成複層林施業とすべき。	1	天然生林には、無立木地や笹におおわれたような林地も含まれており、更に、松くい虫などの被害による樹種転換も含め、植栽が必要な場合があります。これらについては、植栽によりまず単層林として育成し、必要に応じて複層林に誘導することとしております。
2(3) 森林の区分ごとの 望ましい森林への誘導の考 え方	誘導の面積はP 2 2の表と合わないのではないかと。	4	誘導の過程すべてが表現されていないため、理解しにくい面もありますが、整合は図られております。
	誘導する年数がいろいろな表現になっているが、指向する森林の状態の目標年次はそろえるほうがわかりやすいのではないかと。	4	森林の置かれた状態や森林齢級構成が異なっていることから、誘導期間に違いが生じております。
2(3) 森林と人との共生林 （天然生林施業）	「...構成する森林については、」の次に「自然の推移に委ねることを基本とし、自然の治癒力が著しく損なわれている場合」を挿入すべき。	3	ご提案を踏まえ修正します。
2(4) ア 森林整備に対する 国民の理解の醸成と参画の 促進	多面的な機能について計画量を示すときに、従来と同じような「伐採や造林、林道の整備、木材の生産、流通等」でよいのか。今までと違った対応が必要。	4	多面的な機能を発揮するための施業については、伐採、造林の面積等でお示しせざるを得ませんが、今後、更に、森林の機能に対する研究等をすすめるとともに、より適切な指標の提示について検討する必要があると考えております。
	住民ニーズの把握に当たってはどのようなオープンな形で行われるのか明示すべき。	4	市町村等における協議会の実施などを想定しております。
	国・都道府県、大学、民間等の森林・林業に関わる試験研究機関の緊密なネットワークを構築し、その情報の公開が不可欠。	1	第3-1-(3)- に記載のとおり、研究機関の連携強化は重要であり、得られた情報等を適切に利用することや研究成果の評価は重要と考えております。
	松くい虫被害が今だ高水準であることから、「...山火事その他野生鳥獣などによる」を「...山火事その他森林病害虫・野生鳥獣などによる」に修正すべき。	3	ご提案を踏まえ修正します。
2(4) イ（水土保全林）	公的管理を強化するのならもっと具体的に明示し、国民の理解を得るべき。	1	第3-1-(1)- に記載しております。

2(4) イ (水土保全林)	水土保全林の整備の担い手としての公的機関のところで、「緑資源公団及び森林整備法人等の公的機関」と例示して記述するなど、わかりやすい説明にすべき。	2	同上
2(4) イ (森林と人との共生林)	「野生動植物のための回廊」に「菌類」つまり「きのこ」が意識されていないため生態的でない。	2	第1 - 1 森林の多面的機能の発揮に記載のとおり、「森林は、様々な生物等の構成要素が良好な状態に保持されて生態系として健全に維持されることにより発揮されるもの」と認識しております。
	「...図る観点から、森林の整備及び保全等推進することが必要である。このため、必要に応じて広葉樹の導入等による森林構成の多様化、...」を「...図る観点から、森林の厳正な保存及び整備等を推進することが必要である。このため、必要に応じ森林構成の多様化、...」に修正すべき。	3	ご提案等も踏まえ、「このため、生態系として重要な森林を適切に保全するとともに、必要に応じ・・・」に修正します。
2(4)ウ 計画的かつ効率的な森林施業の確保	「小規模かつ分散した...一定のまとまりをもった森林を対象として、」を削除すべき。	4	原文のとおりとさせていただきます。
2(4) ア 林道、作業道等路網の整備	山奥の林道は必要ないのではないか。	4	森林施業に必要な林道は、山奥であるか否かを問わず必要と考えております。
	指向する森林の状況が40年後とすると育成単層林施業及び育成複層林施業の対象地は1,310万haあることになるが、ha当たり50mであれば655千kmとなるのではないか。	4	林内路網としての目安のha当たり50mには、林道のほか、作業道等も含んでおります。林道の目標とする延長については記載のとおりであります。
	基盤整備が重要であれば、作業路目標も明示できないのか。	2	同上であります。林内路網密度50m/haを明示しており、おおまかには、林道等20m、作業道等30mであります。
	路網密度には一般公道も含まれると思うが、公道を利用して木材搬出(土場等)ができるような施策提案も必要ではないか。	4	公道に利用については、道路管理者の理解を得る必要があると考えております。
2(4) イ (森林区分を包括する林道)	生態系の保全が出てこないのは不十分である。	2	林道の整備については、全般にかかる事項として、利用形態や自然環境の保全への配慮等が必要なことを示しております。
2(4) 広く国民に開かれた森林整備及び利用の推進	地方公共団体、農業関係団体等で里山森林整備機構を立ち上げる等の施策を盛り込むべき。	2	NPO等の活動を支援する考えであります。

2(4) 広く国民に開かれた森林整備及び利用の推進	「森ときのこ」「森と果実」等、食糧品としての人のつながりを考察し、山村地域を活性化し、そして若い人の就業機会増大への取組の方向性を記載して欲しい。	2	第3-1-(4)において、「山村における基幹的な産業である林業、木材産業の振興を図る。特に、山村や林家の貴重な収入源である特用林産物等の生産、販売について経営体質の強化を図りつつ振興するとともに、山村の有するきれいな水や空気、美しい自然景観・・・を活かした産業の育成により、山村地域における就業機会の増大を図る。」と記載しております。
2(4) 山村地域の活性化	山村地域の活性化には特用林産物振興が必要であり、森林資源の重要部分が特用林産物であることを明記すべき。	2	同上
2(4) ア 森林による二酸化炭素の吸収、貯蔵	森林の公益的機能の評価額が約75兆円を生かし、日本国民の合意が得られるような方向で諸施策を講じる必要があるのではないかと。	1	この計画全体を通じて、森林やその有する多面的な機能発揮の重要性、林業、木材産業の振興の必要性といった森林・林業基本法の理念について、関係者はもとより広く国民の理解の醸成を図りながら、施策を推進していくことを記載しております。なお、評価額については、現在、日本学術会議に諮っております。
2(4) イ 植林等の二酸化炭素吸収源対策の推進	「病虫害等各種被害」を「森林病虫害・野生鳥獣等」に修正すべき。	2	原文のとおりとさせていただきます。
2(4) イ 認証・ラベリングとの関連	日本においても国産材の認証・ラベリング制度を導入すべきであり、公共事業には地元のラベリングされた材を使用するよう義務化すべき。	4	認証・ラベリングにつきましては、民間における取組を尊重していくこととしております。持続可能な森林経営を推進していくためには、適正な森林整備を通じて供給される木材を使用することについて、より一層の国民の理解を得るよう努力する必要があると考えております。
2(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	一方では手間のかかる多面的機能を重視し、一方では市場経済理論そのものでありこれらを同時に進行させるのは不可能ではないか。この矛盾をどう解決するのか。	4	重視する機能に応じて森林整備を行うことや林業や木材産業の経営体質の強化を図ることは、いずれについても目的を明確にし、より効率的・効果的にその成果を得るためのものであります。そうした自助努力等を進めつつ、国民の理解と協力を得つつ、国民全体で我が国の森林・林業・木材産業を支えていく必要があると考えております。従って、不可能という性格のものではありません。
	天然生林が減少するということは、今後も水源かん養機能を発揮するためという名目で緑資源公園などによる天然林への人工的な施業（実質的な拡大造林）が継続されるのではないかと懸念される。	4	天然生林には、無立木地や笹におおわれたような林地も含まれており、更に、松くい虫などの被害による樹種転換が必要なもの、都市近郊林や里山林のいわゆる二次林などで、積極的に育成管理することが必要なものが含まれております。これらについて、積極的に育成管理することとしております。
	第1表はわかりやすく親しみやすい数値目標とするために、もう少し工夫すべき。	4	わかりやすい目標となるよう今後とも検討してまいります。



3 林産物の供給及び利用に関する目標	木材の新用途開発等による積極的な需要拡大策を推進するとともに、地域材を活用した住宅や公共施設等の木造化に対する支援措置を講ずる必要がある。	1	第3-3-(2)-において、記載のとおり、木材の使用の促進を図ることとしております。
	林産物の供給と言いながら木材のことしか言わないため見出しは「木材の供給」にすべき。	2	適正な森林整備を通じて生産される林産物は木材であることから、林産物の供給の目標として、木材の供給目標を示しております。
3(3) ア 望ましい林業構造の確立	各流域毎に森林整備と伐採量の長期見通しを明らかにし、そのために必要な労働力見通しと林業事業体の数・規模を示すべき。	2、(4)	この計画は、全国的な森林整備等の基本方向を示すものであり、我が国全体の森林整備目標及び木材供給目標を示しているものです。また、そのために必要な望ましい林業構造の確立や労働力の育成確保について示しているところです。
	「らの者に施業や経営の集約化を図っていくことによって、」を「らの者による施業や経営の計画的な管理あるいは集約化を図って行くことによって」に修正すべき。	1	同趣旨であるため、原文のとおりとさせていただきます。
	16行目に「・林家に対する森林管理・経営への意欲の啓発」を挿入すべき。	1	同上
	当事者の自助努力はもちろん必要であるが、国・都道府県・市町村の安定的な事業量確保等全面的なバックアップが必要。	2	効率的・安定的な林業経営が担えるように経営規模の拡大、高密度路網の整備等の取組等が必要と考えております。
	意欲ある林家等の林業経営体に加える団体としてきのこ生産組合、果実組合等を加え山村部分と一体の活動が必要。	2	林家等がきのこや果樹生産なども含め、安定的に経営基盤を確保することは重要であると考えております。林政審においては、望ましい林業構造の検討において、「きのこ生産」もふくめた経営タイプも掲げております。
	3(3) ア(林業事業体)	流域単位に再編整備し、経営の安定を図る必要があるため、再編整備目標を定め、公的機関を含め関係者が調整を行い具体的に再編整備を進めるとともに計画的・安定的な事業を発注すること等から林業事業体の育成整備を図ること。	2
3(3) イ 労働力の育成確保	市町村役場職員並の給与等を補償するとともに、通年雇用化を図ることが必要。林業労働力の見直しを行い、新規参入をはじめ労働力確保のため、通年雇用はもとより年間所得目標を定めるほか、各種社会保険、退職金制度への加入の義務づけと労働環境の整備を図ることと、そのためのコスト負担に対する財政支援を行うこと。	4、(2)	労働環境の改善はもとより、雇用の長期化や社会保険等への加入促進のための普及啓発を推進する必要があると考えております。

3(3) ア (その他用材)	「...薪炭材及びきのこ原木等その他用材については、...」を「...薪炭材及びきのこ原木、きのこ菌床用木粉等その他用材については、...」に修正すべき。	1	同趣旨であり、原文のとおりとさせていただきます。
3(3) イ 木材利用推進の課題	公共事業での木材利用の推進に加え、グリーン購入法による木材利用についても記載すべき。	2	第3の施策において、国産材等の利用の促進を念頭に公共土木事業への木材の利用を記載しております。
3(3)ウ (原木流通)	市場を巡る経営環境は、今後非常に厳しさを増すことが予想され、その再編整備や新たな流通仕組みを検討する必要があることから、このことについて記載すべき。	4	木材産業に係る具体的な課題については、別途検討する予定です。
3(4) 林産物の供給及び利用に関する目標	国産材供給目標は4,000万m <sup>3</sup> に設定すること。	2	国内の森林・林業・木材産業がおかれた状況やこれまでの木材供給の動向、さらには関係者の努力や国民の理解の一層の進展を含め、望ましい森林整備を通じて産出される実現可能な供給目標としては、平成22年に25百万m <sup>3</sup> とし、参考として平成32年に33百万m <sup>3</sup> と増加させています。
	水土保全林の育成林のみを100年で伐採するとしても、目標値はもっと多くなるのではないか。	4	同上
	用途別の目標数値の「その他」にはバイオマス利用も含まれると考えるが目標量が少ないのではないか。林地残材利用も含めて見直すべき。	4	その他には、林地残材等のバイオマス利用を含めておりません。
	今後、国産材が余ることは疑いの余地はないと思われるため、より強い国のリーダーシップが必要。	2	国を含め、関係者の一体的な取組が必要と考えております。
	木材供給目標において水土保全林の割合が最も多いのは水土保全林という名目で林業をするという隠れ蓑的なゾーニングではないのか。	4	3区分における森林施業は、重視する機能に応じて(例えば、水土保全林で一斉に伐採するのではなく抜き伐りを行うなど)実施されることが求められますが、その適切かつ計画的な実施により木材生産を行うことや林業を行うことを否定するものではありません。水土保全林は、全体の約5割を占めるとともに、間伐や複層林への移行に必要な抜き伐り、その他水土保全に配慮した伐採が行われることから一定量の木材が供給されることとなります。
第3-1 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	国民にとって森は一つであり、公益的重視の政策転換は林野庁だけの森になってしまうことは避けるべき。	2	この計画の推進に必要な取組については、関係省庁との連携を図っていく考えであります。
第3-1(1) (森林整備の事業の着実な推進)	具体的にどのようなわかりやすい提示手法をとるのか。従来の造林補助事業の内容も林業的な施業と公益的な目的の施業との差が明確にはわかりづらい。	4	造林や林道の公共事業については、平成14年度から森林の3区分に応じた事業体系に再編し、実施することを検討しております。

第3-1(1) (森林整備の事業の着実な推進)	「た者による森林施業の推進に努める。」を「た者、林家の共同による森林施業計画の認定を受けた者による森林施業の推進に努める。」に修正すべき。	1	同趣旨であり、原文のとおりとさせていただきます。
	国土保全の観点から、「水土保全林」の施業のコスト増に対する適切な配慮についての記述を盛り込むべき。	4	水土保全林に限らず、重視すべき機能に応じた適切な施業が実施されるよう、施策を推進することとしております。
1(1) (林内路網の整備)	「システムに応じて、」を「システムに応じた効率的な作業道の作設に努めるなど、」に修正すべき。	1	同趣旨であり、原文のとおりとさせていただきます。
	林道の役割に応じ、規格等を見直し、弾力的な整備が必要。	1	ご主旨のとおり、記載しております。
1(1) (森林に関する情報の整備)	「対する森林所有者や地域住民等の理解を高める。」を「対する森林所有者や地域住民等の理解を高め、市町村森林整備計画を民間の取組を活用し、認証レベルに高めることを視野に入れて推進する。」に修正すべき。	4	認証レベルに高めるかどうかについては今後の検討課題であり、原文のとおりとさせていただきます。
1(1) (優良種苗の確保)	種苗の配布区域の制限を広葉樹造林に適用することを検討すべきであり、その趣旨を記述できないか。	4	今後の検討課題であると考えております。
1(1) 森林施業の適切な実施に不可欠な地域における活動を確保するための支援	「森林整備地域活動支援交付金」については市町村、森林組合での裁量に任せ、地域ごとに特色のある施策を推進できるようなシステムの導入や森林所有者等の意欲増進につながるような交付金単価の設定について検討いただきたい。なお、地方公共団体の財政負担分については交付税措置等、的確な財政措置を講じていただきたい。	4	14年度予算要求事項であり、現在、具体的な内容について検討を進めています。
	支援措置の対象となる活動を基本法と同様、「その他の地域における活動」を明記し、より広範囲に地域の自主的、自立的な取組が助長されるような表現とすべき。	4	同上
1(1) 公的な関与による森林の整備	治山事業・緑資源公団が実施する対象森林を「ゾーニング分けした森林(水土保全林等)」又は「保安林」などという明確なネーミング表示できないか。	4	公的関与が必要な森林は、林業生産活動のみでは適正な整備が進みがたい状況に応じてその対象も変化するので一律な表示は困難です。
	補助金を森林所有者が負担して森林整備を委託するか疑問があり、実際に効果を上げるには公的資金を(100%)投入して整備する必要があるのではないか。	2	公益的機能の発揮に対する要請が高い森林のうち、森林所有者が自助努力を行っても整備が進みがたい森林については、治山事業等の整備を推進することとしております。

1(1) 公的な関与による 森林の整備	今後、重要な役割を果たしていくことが期待される林業公社については、治山事業や緑資源公団など同様な役割を担っていることを明確に位置付けるべき。	1	森林整備法人については、記載しております。
	「...、治山事業や緑資源公団による対応により...経営の受託等により森林整備法人等が行う森林の整備を推進する。」を「...、治山事業や緑資源公団、林業公社等の森林整備法人等による対応により...経営の受託等により、これら森林整備法人等が行う森林の整備を推進する。」に修正すべき。	1	同趣旨であり、原文のとおりとさせていただきます。
	林業公社の今後の事業展開に当たっては、経営の安定化に努めつつ、既応の分収林の適切な管理経営を推進することが重要であり、施業・経営の受託は今後の課題。そのような実状等を踏まえ、都道府県が公的な森林整備について具体的な施策を打ち出すことができるよう明確な指針を示すべき。	3	新たな方向である受託に重点を置いた記載としましたが、ご提案を踏まえ修正します。
	森林整備に関する森林造成補助事業の種類が多すぎるため、似たような補助事業は統合し、誰もがよう理解できる内容となるものにすべき。	4	造林や林道の公共事業については、平成14年度から森林の3区分等に応じた事業体系に再編し、実施することを検討しております。
1(1) 社会的コスト負担	「的確に選択していくことについて検討を行う。」を更に強く表現すべき。	4	現在、検討しているところであり、原文のとおりとさせていただきます。
	「検討を行う」段階ではなく上記にあるような具体策が必要。「林家経営の安定対策」について早急に考えるべき。	4	今後とも検討するとともに、広く国民の理解を得ていく必要があると考えております。
	酸素、二酸化炭素吸収、国土保全、水源確保について恩恵を受けているのだから環境税などの名目で各世帯、所得に応じて負担すべき。	4	ご指摘のような、理解が広く国民全体に理解されるよう努める必要があると考えております。
1(1) 地球温暖化防止への貢献	今後CO2排出量取引の推進等の文言を入れるべき。	4	排出権取引については、その動向や実態を把握し、我が国の森林・林業分野における位置づけを明らかにする必要があると考えております。
1(2) (林地開発許可制度等の活用)	1ha未満の開発については条例等で対応できるよう森林法は上乘せ、横だしを認めるべきであり、保安林制度についても地方主権の立場からたとえ市町村であっても行政区域内において上乘せ、横だしの規制を加えることを森林法に認めるべき。	4	ご指摘の上乗せ、横だし規制を市町村が行えるよう森林法に規定することは予定しておりませんが、地方公共団体が、それぞれの置かれた状況に応じて必要な条例制定等をなされることは、重要なことと考えております。

1(3) 研究、技術開発の目標の明確化及び連携の強化	課題として特用林産物の研究開発を入れるべき。「都道府県の試験研究機関」を「都道府県と民間の試験研究機関」に修正すべき。	2	特用林産物の研究開発も含まれており、原文のとおりとさせていただきます。
1(4) 就業機会の増大	「山村における基幹的な産業である林業、木材産業の振興を図る。」を更に強く表現すべき。(就業機会の増大に結びつくような表現)	2	既に、その重要性を記載しており、原文のとおりとさせていただきます。
1(4) 山村地域における定住の促進	現在進められている町村合併により、山間部と都市部の住環境の格差がさらに拡大し、都市部への人口流出が加速される恐れがある。山村地域の住環境の充実、そのための大幅な公的資金の投入が必要。	2	山村地域の生活環境の整備等や定住の促進を図ることは重要であると考えております。
1(4) 山村地域における定住の促進、2(3) 林業労働に関する施策	山村地域の定住促進対策として、山村定住山林作業従事者に対する所得保障制度を実現することを明記すること。	4	林業担い手の育成・確保は、重要であります。所得保障については、森林・林業施策の範囲を超えて、検討すべき課題であるとと考えております。
1(5) 国民等の自発的な活動の促進	「山村部の特用林産物の生産研修、体験」の文言を入れるべき。	2	幅広い活動に含まれており、原文のとおりとさせていただきます。
1(7) 国際的な協調及び貢献	「世界的に有数の木材輸入国」は「世界で最大の木材輸入国」とすべきであり、豊かな森林を有する先進国の一方で世界の森林を食い荒らしてきたという認識に立つべき。	4	我が国の森林資源を適切に活用することが重要であるとの認識に立っており、国内外を問わず、持続可能な森林経営を推進する必要があると考えております。なお、木材の輸入量は例えば1998年には米国が最大になるなど必ずしも日本が最大でないことから「世界的に有数の木材輸入国」との表現にしております。
2(1) (林業経営の規模の拡大等)	都道府県知事による森林施業の委託等のあっせんと言及している部分は、林業公社・森林整備法人等の公的機関との関連についても記述すべき。	4	林業構造全般について言及している箇所であり、原文のとおりとさせていただきます。
2(2) 人材の育成及び確保	大学や農林大学校でどのような教育方針とするかが最重要課題であり、省庁間そして国と地方間を交えた取組を明示すべき。	2	施策全般について、省庁間・関係者の連携が必要としております。
2(3) 林業労働に関する施策	通年雇用の実現と年間目標所得の設定と補償の実現を講ずるとともに、各種社会保険の適用と他産業より保険料を軽減し、林業労働者の負担の軽減を図るべき。	4	林業担い手の育成・確保は、重要であります。所得保障については、森林・林業施策の範囲を超えて、検討すべき課題であるとと考えております。
2(3) 就業の促進	新規就業者の育成のために、森林技術センターを活用すべき。	4	新規就業者の育成に資する機関等が活用されることは望ましいことと考えております。
	就労定着のため、「住居設備の充実」の項をたてられたい。	4	原文のとおりとさせていただきます。

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	木材需要促進に対する財政、税制、金融に対する支援についての記述を盛り込むべき。	1	第3(1)及び(2)は支援の基本的な考え方を記載したものです。
	「...林業を通じ生産され林産物が適切に供給され、利用されることが不可欠である。」を「...林業を通じ生産された林産物の需要者満足に応える供給が不可欠である。」に修正すべき。	4	需用者ニーズへの対応は、第2-3-(3)において記載しております。
3(1) 木材産業等の健全な発展	個別事案への対応と合わせて大きな産業としての流れを造る体制の構築を盛り込むべき。	1	生産・加工・流通・利用という流れを念頭において、(1)、(2)を記載しております。
	製材工場の規模拡大、過剰設備の破棄を早急に行い、補助金交付のない民間の努力を基本とした構造改革をすべき。	1	第1の基本方針(8)に自助努力の重要性を記述しております。
	補助金浸けの県産材売り込みなどは止め、大きな視点に抛る利用推進、団地化、IT化の活動を行える政治支援をすべき。	1	3(1) においてIT化の活用について記述しております。
	「...その健全な発展を図るため、事業基盤の強化、...」を「その健全な発展を図るため、需要者満足につながる製品づくりに向け、事業基盤の強化、...」に修正すべき。	2	第2 3(3) ウ(製材加工)の中で需要者ニーズへの対応の必要性を記述しております。
	環境・公益的機能の発揮の観点から天然林の伐採が極めて少なくなっているため、広葉樹が市場へ出てこなくなる。広葉樹においても需要があり、このまま国産材の供給がなくなれば国内木工業の衰退につながり、代替品として外材に頼れば外国の森林環境を悪化させることになり、国際的な批判になる。適正な伐採により国内木工業の維持を図るべき。	2	ご意見を踏まえてあるものと考えております。
3(2) 林産物の利用の促進	木材利用の国民への知識の普及、情報提供は木材業界と国が互いに金銭負担を行い、大々的に行うべき。	2	民間の努力を基本としております。
	「きのこ」については健康の維持についてだけであり、書きぶりが少ない。	1	ご意見を踏まえ、第2 2(4) アに新たに記述しました。
	バイオマスエネルギー利用は電力、鉄鋼、製紙など化石燃料大量消費産業の協力、負担を法制化し推進すべき。	2、(4)	その重要性については認識しており、3(2) で記述しております。なお、法制化については、国民の理解の醸成も含め今後の課題と考えております。

3(2) 林産物の利用の促進	公共施設等の国産材使用についても法制化によって多量の使用を行うべき。	2、(4)	その重要性については認識しており、3(2) で記述しております。なお、法制化については、国民の理解の醸成も含め今後の課題と考えております。
3(2) 林産物の利用の意義に関する国民への知識の普及及び情報の提供	手段として「国、大学、民間の研究機関と林産物生産者の連携で情報を積極的に広く国民に提供する。」を入れるべき。	1	ご主旨については第3 1(3) に記述しております。
3(2) 林産物の新規需要の開拓	冒頭に「主伐木活用のため、例えばスギでなければならぬ構法の開発など、新規開拓を図る。」を挿入すべき。	2	スギの活用も含め新規需要開拓は重要との考えに立って記載しております。
	全産業のあり方を踏まえた上での国の意志による法的措置を盛り込めないか。	4	法制化については、国民の理解の醸成も含め今後の課題と考えております。
3(3) 林産物の輸入に関する措置	「適正な輸入の確保」とあるが弱々しい表現であり、世界環境、国益からも輸入を量的制限すべき。	4	第3 - 3(3)に記載のとおり、対応する考えであります。
	違法伐採は国際犯罪であり、輸入国も同罪であるあるという認識は既に理解を得られているのではないか。	4	同上
	木材の供給目標、用途別の利用目標の目標達成を考慮し、適切な輸入量の確保を図る。等の文言をいれるべき。	4	同上
	広葉樹は外国産に頼らざるを得ない状況であり、外国には日本の都合により森林と環境の破壊を押しつけている。日本の循環林としての木材生産を重視する必要がある。	2	我が国の森林資源を適切に活用することが重要であるとの認識に立っており、国内外を問わず、持続可能な森林経営を推進する必要があると考えております。
4 国有林野の管理及び経営の事業	国有林野事業が自立できるモデルを提示し、民有林に対して見本を示す必要があるのではないか。また、国有林野事業の見通しはどうか。	4	国有林野事業については、平成10年に成立した国有林改革2法に基づき、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営へ転換し、既に3区分に応じた適切な森林施業を実施するとともに、組織・要員の合理化・縮減、財政の健全化等の着実な推進を図ってきているところです。

4 国有林野の管理及び経営の事業	国有林野の組織と要員は充実こそすれ削減すべきではなく、毎年一定の新規採用者を確保すべき。また、1兆円の債務についても国有林野事業から切り離すべき。	4	国有林野事業については、平成10年に成立した国有林改革2法に基づき、財政の健全性を回復し、国有林野を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立するため、伐採、造林等の事業の民間委託を進めつつ、組織・要員の合理化・縮減を図っているところです。また、1兆円の債務については、一般会計からの利子補給を受けつつ、自己収入の確保等の自助努力を行い、今後50年かけて返済するとされたところです。
	もっと具体例を示して欲しい。	4	国有林野事業については平成10年に策定した「国有林野の管理経営に関する基本計画」に基づいて実施しているところであり、より具体的には同計画に記述しているところです。
5 団体の再編整備に関する施策	「団体の再編整備に関する施策」を「団体の再編整備育成に関する施策」に修正すべき。	1	同趣旨であり、原文のとおりとさせていただきます。
	(1)と(2)の間に「木材共同組合組織の活性化」の項をたて、「木材の利用促進が持続林業発展に果たす役割に鑑み、素材生産者や製材業者を擁する木材協同組合について関係省庁と密な連携をしつつ、活力を図る。」を挿入すべき。	4	今後の検討課題であり、原文のとおりとさせていただきます。
5(2) 団体間の連携強化	木材協同組合、林業認定事業体を挿入し、「・・・等との団体間の連携について条件整備に努める。」を「...等との相互に実行力発揮の機会づくりを進めることにより、団体のエネルギーを集結できる施策を進める。」に修正すべき。	4	今後の検討課題であり、原文のとおりとさせていただきます。
5(1) 森林組合系統組織	組合間の取組に非常に差がある。ITなどの活用もしっかりやるとともに施設面では無駄を省くため、官と民の区別なく、また、森林組合間でも共同利用できるシステムの構築が必要。	4	より効果的な施策等を推進する必要があると考えております。
5(1) 団体間の連携の強化	前提として個人や認証を目指す民間の林業会社などとの間で補助金の格差をなくすべき。山林所有者が自由に選べるシステムが必要。	4	今後とも、目的に応じた補助金の適切な運用に努めて参ります。
	県の公社がどんな立場なのか。80年契約らしいがあまりにも長すぎて現在の速い現代の動きについていけない。契約年数を短くする必要があるのでは。	4	ここでは、県の公社については記載しておりません。なお、個別の契約については、当事者間の問題と認識しております。なお、分収林については、林木の育成という性格上、契約期間が長期にわたらざるを得ないものと考えております。



第4-2 財政措置の効率的かつ重点的な運用	現在の林業の経済性の悪化に鑑み、国土保全、二酸化炭素吸収能、災害防止の観点から現在の補助金のより一層の増額が必要。	4	国土保全や水源かん養といった公益的機能の発揮に対する要請が高く、森林所有者の自助努力ではその適正な整備が進みがたい森林については、公的な関与による整備を進めることとしています。補助金は毎年の予算の中で決められているものです。
2 財政措置の効率的かつ重点的な運用	補助金の補助率の透明性をまし、民間も同レベルの補助率をえるべき。	4	今後とも、目的に応じた補助金の適切な運用に努めて参ります。
	施業転換時の1回だけの借り換えしか認めないという縛りは緩和ないし見直すべき。	4	金融支援措置等については、今後とも必要に応じて検討して参ります。
	公庫からの借入金の利払いが林業単体で償還が困難と考えられる場合には民間並に元金の値引きも考えるべき。	4	同上
	施業計画は立てているにもかかわらず実行できないので100%の補助をお願いしたい。	2、(4)	必要に応じて、治山事業等公的な関与による森林整備を推進することとしております。なお、補助事業はその性格上100%の補助は困難であります。
3 情報の公開と国民の意見の反映	森林の公益的機能の金銭的換算値などわかりやすくテレビなどを用いて国民にその重要性を理解してもらう。資料は公開した上で国会などでも政策が妥当かどうか国民的論議としてもらう。	4	森林の有する公益的機能について、広く国民の理解を得ることは大変重要なことであると考えております。現在、日本学術会議において、森林の多面的な機能の評価について検討いただいているところであります。
5 国際規律との調和等	独善性に陥ることなく森林認証制度との整合性を考える。	4	基本的な方向を示したもので、我が国が独善的に主張を行うという主旨のものではありません。
全般	「関係者」を森林の受益者を含めた広い概念にしておくべきであり、森林林業団体など狭い範囲にとらえられる可能性があるため、関係者の例示の中に「森林の機能受益者」などの文言を入れられないか。	2	一義的には、森林・林業・木材産業に関する関係者が中心となりますが、森林の多面的機能を持続的に発揮していくためには、国民全体で森林の整備及び保全を支えていく必要があると考えております。従って、国民的課題としております。
	過去に策定された諸計画が各般の林政施策等を推進する中であって当初の目的を達成し得なかったについて十分な検証を行った形跡が感じられない。	4	森林・林業基本法への改正やこの計画の策定は、昨年とりまとめた林政改革大綱においてご指摘のような検証等をふまえた上で行っているものであります。
	日本だけでなく世界全体のバランスを踏まえ、マスタープランを立てるべきであり、日本の森林政策には農業と比例した保護が必要となってくる。	4	持続可能な森林経営を国内外を問わず推進していくことが必要であり、国内における努力はもとより、国際的な協調や貢献等も併せて取り組む考えであります。

全般	「対流」より「交流」の方がベターである。	4	共生・対流は、交流を含めた広い概念として記載しております。
	特用林産は年間林業所得の約40%を占めているにもかかわらず、特用林産について全くふれられていない。	4	森林の有する多面的な機能には、きのこ等特用林産物の提供やそれを通じた経済的な機能の発揮が含まれております。また、山村地域の活性化との関係で特用林産の記載を変更しています。
	森林が所在し、林業が行われる場である山村地域との関係が希薄で十分整理されていない。	4	第3の(4)山村地域における定住の促進において山村地域における施策等について記載しております。
	パブリックコメントの募集期間が短いので延長すべき。	4	本計画を10月下旬までには策定しなければならないこともあり、11日間の募集期間となりました。なお、7月に全国4箇所において地方公聴会を開催し、本計画案に反映いたしました。
	森林所有者については項目ごとの課題提起やこれに対して政府が講ずべき施策の中で総括的に触れられてはいるが、もう少しこのような点についても配慮された厚みのある記述が欲しい。	4	望ましい林業構造の確立のためには厳しい中でも林業従事者等の育成確保が重要であるとともに、これらの者に施業や経営の集約化を図っていくことが重要であると考えおります。
	森林所有者等に対して林業への意欲を喚起し、あるいは、社会的資産として森林の多様な機能発揮に向けての理解と協力を得るための、強力で効果的なインセンティブとなり得るような具体的な施策についての提言等の盛り込むべき。	2	第3において具体的な施策について記述しております。
	集約化については様々な林家の実状に対応した緩やかな制度の中で緩やかな集約化という視点も必要。	4	集約化については、林家等の理解の促進を図りつつ、地域の実情に応じて施策を推進する考えであります。
	市民の意見が反映する市町村計画をつくるのが肝要であるとともに、今後早急に森林計画立案資格制度等をつくり責任ある森林計画の立案が可能となるように2年間ぐらいの期間に森林管理に精通した者の養成をすべき。	2、(4)	市町村森林整備計画等の策定に当たっては公告縦覧を行うこととしております。森林行政の推進に当たって業務に精通した者の養成は重要と考えております。
	高性能林業機械導入による森林整備は林地残材の増加が見込まれるため、林地残材利用も視野に入れた施策を展開すべき。	2	林地残材、製材工場残材、建築発生木材等の利用促進と再資源化を進めるため、バイオマスエネルギー等への利用の推進等が必要であると考えております。

全般	林業公社が民有林における森林整備のために一定の役割を果たしていくことが国民から期待されていることを明確に位置付けるとともに、今後のあり方等についての指針の記述を願う。	2	林業公社等森林整備法人については、ご意見の趣旨も踏まえて、第3-1-(1)-において公的な関与による森林整備の主体として、それらが行う整備を推進することを記載しております。
	流域で森林を管理する「流域」という言葉が冒頭で述べられているだけで具体性がない。	2	地域における具体的な森林整備に係る事業量等を定める地域森林計画は、全国158流域について作成されており、基本計画に記載した取組や施策については、これらに沿って実施されることとなります。
全般（新技術の開発と起業化に向けての支援体制の構築）	国、府県等の研究機関の役割と実用化に向けての体制整備	2	第3-1-(3)技術の開発及び普及において、取り上げています。
	金融措置も含めた一貫した支援体制の整備	4	木材産業の具体的課題については、別途検討する予定です。
全般（木材の利用促進に向けての取組強化）	流通については通商産業省との一体的な取組	4	同上
	関係省庁との連携を前提とした産業廃棄物の具体的な処理に関する役割と責任の明確化及び支援体制の整備	4	同上
	木材需要拡大に向けての尚一層の取組強化	2	木材利用の推進方向に記載しております。
全般	安定的な木材利用を推進するため、最終消費に対する公的支援措置を講じることで結果的に山元に還元される価格対策を導入する必要がある。	2、(4)	厳しい経営環境下において、山本に利益が還元されることは望ましいことであるとかんがえております。このため、NPOの取組を支援するなどいわゆる顔の見える家づくりを推進する考えであります。
	国産材（地域材）シェア向上のための活動支援策の推進（丸太・製材品の国産材シェア50%を目指して）	2、(4)	森林の適正な整備とそれを通じて産出される国産材が有効に利用される必要があり、その利用の確保に取り組むこととしております。
	「建設発生木材」を「建築物の解体材等建設発生木材」に修正すべき。	1	同種であり、原文どおりとさせていただきます。
	外材に対する国産材利用推進の戦略がみえない。	4	森林の適正な整備とそれを通じて産出される国産材が有効に利用される必要があり、その利用の確保に取り組むこととしております。外材との関係につきましては、国産材の利用の意義の普及啓発並びに品質、価格、ロットのそろった国産材を安定的に供給できる体制づくりを進めることとしております。

全般（木材価格と価格対策）	流域を基本単位としたストックヤード化と公共・民需含めた地産地消のシステムを目指すために、解決すべき課題（品質・規格・乾燥、団地形成、流通・加工体制、新たな利用の研究・開発、部門ごとの利用目標等）を明らかにし、法的措置も含め一定期間内に重点的・集中的に体制整備を図る必要がある。	2、（4）	人と環境に優しい木材の利用の意義の普及啓発並びに品質、価格、ロットのそろった国産材を安定的に供給できる体制づくりを進めることとしております。
全般（流域）	流域の考え方を「上流から下流」いわゆる源流部から河口までとすべき。	2	流域を単位とする森林計画にとどまらず、木材の流通や消費等経済的な面も含め、柔軟にとらえる必要があると考えております。
全般（新たな林政展開と流域管理）	流域を単位とする林政展開を目指し、林政推進に当たっての一定の権限・権能を有した「行政的組織（流域管理活性化協議会を発展的に改組）」を確立すること。	4	今後の検討課題であると考えております。
	活性化協議会に多様な人々が参加できる運用を図り、新たな林政の推進に関わる施策の協議・決定・検証システムを導入すること。	4	活性化協議会に多様な人々が参加することは、有意義であると考えております。ご提案のシステムについては、地方公共団体を主体として検討していく課題であると考えております。
	国有林の流域管理調整官に対応する民有林の制度を確立し、民国調整の実効を確保すること。	2	国有林と民有林が連携していくことは重要であると考えております。民有林においても、計画担当などで流域の調整を既に図っていると考えております。
全般（林業事業体の育成と労働力見通し）	流域を単位に事業体（森林組合・経営体・事業体）を再編整備するため、流域内における関係者の合意で再編整備目標を定めること。この目標は基本計画で定める「森林整備目標」と「林産物の供給と利用目標」を着実に推進しうるものとし、合わせて目標達成に必要な労働力見通しを同時に示すこと。	4	基本計画に基づき、今後、各都道府県において、具体的なビジョン（仮称）を作成することを検討しています。なお、労働力見通しについては必要に応じて各都道府県で検討されるものと考えております。
全般（林業事業体の育成）	再編整備に必要な整備基準（事業規模・事業範囲・労働力規模等）を明確にし、それに適合する地域の取組を公的に支援すること。	4	今後、各都道府県において作成されるビジョン（仮称）に基づき、必要な各般の施策を実施する考えであります。なお、労働力の規模については必要に応じて各都道府県で検討されるものと考えております。
	事業体の体制整備・資質向上・施業・管理能力・労働力確保努力等そのコストは直接支払いの対象とすることが必要。	4	林業事業体の育成には、現行の施策を推進することが重要であり、ご指摘の点については今後の検討課題と考えております。

全般（林業者の労働条件）	将来にわたって安定的労働力を確保し得る政策的な支援が必要。	1	林業の担い手を将来にわたって確保していくことは、重要であり必要な施策を実施する考えであります。
全般（森林整備）	長伐期育成施業・育成複層林施業に転換するためには現有の人工林の着実な整備が重要であり、その中心となる間伐を計画的に推進すること。	1	ご指摘のとおり、間伐は重要であり、計画的に推進する考えであります。（第3-1-(1)-にも記載）
	間伐の効果を高めるため、初回間伐を特別施業として100%公費負担で実施すること。	2	必要に応じて、公的関与による森林整備を推進することとしており、治山事業においては、国及び都道府県の負担により、都道府県が実施しております。なお、補助事業においては、通常、自己負担が伴うものとなっています。
	都市近郊林（里山林）は低機能公益林の改善・高度機能公益林の機能発揮のための人的天然林施業（松枯れ対策、復旧施業、健康保安林などの施業展開）を行うことが必要。	1	ご指摘のとおり認識しており、都市近郊林や里山林等についても、必要な施業を推進することとしております。
	択伐施業を軸にした森林整備を志向していくために、事業者・労働者の意識改革・新たな施業技術・路網等を整えると同時に、流域の林況・生態等、基礎となる森林調査簿・民国一体の森林地図等の整備を図る必要がある。	2、（4）	ご指摘の点については、この計画を達成する上での課題であると認識しており、その主旨については記載されております。今後とも、課題に対する施策等を推進する考えであります。
全般（公的関与のあり方）	直接支払いは森林整備に関する活動に限って今回導入されるが、森林計画から施業・森林管理・労働力確保・木材利用等、法の理念を達成するために必要な活動を支援対象にすることが必要。	2	森林・林業基本法第12条2項に基づき、適切な森林整備を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、その実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動を確保するための支援措置を実施することとしています。
	安定的・持続的林業労働力確保のための支援方策を確立すること。	1	森林の有する多面的機能とそれを支える林業の持続的かつ健全な発展という基本法の理念を達成するためには、それを支える担い手の育成確保は不可欠であるため、これに係る施策を明示しており、今後とも努力してまいりたい考えであります。
	新たな理念と目標達成の成否は施業の推進主体である流域・地域の体制如何にかかっており、地域における様々な活動に対する直接支払い・公的支援、税制、価格対策等公的関与の範囲を拡充することが必要であり、公益的機能の非市場性に着目した新たな視点での施業の検討方向を定めることが必要。	1	森林整備に対する社会的なコスト負担については、税をはじめ様々な手法が考えられますが、国民の理解をえつつ、地域の状況にも応じて検討することとしております。

全般	公的関与による森林の整備・管理体制の確立、そのための具体的施策と財政支援を含めた方策が必要。	1	同上
	森林資源保全を目的とした「森林水源かん養税」を早期に創設する旨を本文に明記すること。	2	同上
	生物多様性国家戦略に基づく施策について移入種による影響対策について本計画案に該当部分が見当たらない。	2	生態系としての健全性を確保するという観点からは、生物種全体の問題として外来種をはじめ他地域からの移入種問題については慎重に対応する必要があると考えています。今後の森林整備にあたっては、地域の潜在植生を活かすことが重要と考えております。
	近年民間団体による広葉樹植林ブームとなっているが、広葉樹植林が問題視されている地域もあり、広葉樹の導入の記述については慎重な配慮が必要。	2	広葉樹の導入にあたっては、郷土種の植栽等地域の潜在植生を活かすことが重要と考えております。
全般（国有林野の活用）	中・小都市に近接している森林環境・景観に配慮し、林地開発適地を選定し、社会基盤整備の根幹をなす骨材の岩石採取等実施しつつ、跡地を有効に活用する等多面的機能の発揮ができるよう整備を願う。	4、（2）	森林から得られる資源の活用は、重要であると考えております。今後とも、適切な開発と利用が図られる必要があると考えております。
全般	地域経済性視点にも軸足を置いていただき、関係省庁間の調整をいただきたい。	1	政府としての計画であり、関係省庁とも調整を図っております。
	石灰石鉱業の操業について特段の配慮を。	4、（2）	森林から得られる資源の活用は、重要であると考えております。今後とも、適切な開発と利用が図られる必要があると考えております。
	漢字の使い方等字句の修正	1	用語や文言の適切化を図りました。